

## 資料 2

沖縄県SDGs推進本部設置要綱（令和元年沖縄県SDGs推進本部長決裁）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">（SDGs作業部会）</p> <p><b>第5条</b> SDGsの全庁的な推進に向け、本部の下に、別表2に掲げる関係部局の主管課長で組織するSDGs作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。</p> <p>2 作業部会は、企画調整課長を部会長とする。</p> <p>3 作業部会は部会長が招集し、これを主宰することとし、部会長に事故あるときは、部会長がその職務を代行する者を指名することができる。</p> <p style="text-align: center;">（SDGs専門部会）</p> <p><b>第6条</b> 作業部会の下に、ステークホルダーの意見収集等を行うため、SDGs専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。</p> <p>2 専門部会に係る事項については、別途、部会長が定め</p>	<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">（SDGs連絡調整会議）</p> <p><b>第5条</b> SDGsの全庁的な推進に向け、本部の下に、別表2に掲げる関係部局の主管課長で組織するSDGs連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という）を設置する。</p> <p>2 連絡調整会議は、企画調整課長が招集し、これを主宰する。</p> <p>3 （新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>

る。

(ワーキンググループ)

**第7条** 部会長は、特定の事項を検討するため、作業部会の下にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

2 WGの構成は、別表2の構成に限らず、必要に応じて部会長が指名する。

(事務局)

**第8条** \_\_\_\_\_事務局は、企画部企画調整課に置く。

(補則)

**第9条** (略)

(新設)

(事務局)

**第6条** 本部及び連絡調整会議の事務局は、企画部企画調整課に置く。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

# 沖縄県SDGsアドバイザーボード設置要綱（案）

（令和3年6月 日沖縄県SDGs推進本部長決裁）

## （設置）

第1条 SDGsの推進において、専門的な意見を収集するため、沖縄県SDGsアドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 アドバイザーボードは、本県のSDGsの推進に関する専門的な意見を述べるとともに、作業部会等のSDGsに関する取組に対し、必要な助言及び支援等を行う。

## （組織）

第3条 アドバイザーボードは、原則、委員10人以内で組織する。

2 委員は、SDGsの推進について優れた識見を有する者のうちから知事が依頼する。

3 委員の任期は、2年とする。

## （座長）

第4条 アドバイザーボードに座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、アドバイザーボードを主宰する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## （招集）

第5条 アドバイザーボードは、知事が招集する。

## （事務局）

第6条 事務局は、企画調整課に置く。

## （補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年6月 日から施行する。

# 沖縄県SDGs推進本部設置要綱

(令和元年11月29日沖縄県SDGs推進本部長決裁)

## (目的)

第1条 SDGs(Sustainable Development Goals :持続可能な開発目標)の達成に向け、県施策の総合的推進を図るため、関係部局による沖縄県SDGs推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

## (組織)

第2条 本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表1に掲げる本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、企画部を担当する副知事を優先する。

## (所管事項)

第3条 本部は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項を審議し、推進する。

- (1) SDGsの理念の普及、理解の促進に関すること。
- (2) SDGsの達成に向けた取組の推進に関すること。
- (3) その他、目的の達成に必要な事項に関すること。

## (本部会議)

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

## (SDGs連絡調整会議)

第5条 SDGsの全庁的な推進に向け、本部の下に、別表2に掲げる関係部局の主管課長で組織するSDGs連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という)を設置する。

- 2 連絡調整会議は、企画調整課長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第6条 本部及び連絡調整会議の事務局は、企画部企画調整課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

別表 1

政策調整監
知事公室長
総務部長
企画部長
環境部長
子ども生活福祉部長
保健医療部長
農林水産部長
商工労働部長
文化観光スポーツ部長
土木建築部長
会計管理者
企業局長
病院事業局長
教育長
警察本部長

別表 2

知事公室	秘書課長
総務部	総務私学課長
企画部	企画調整課長
環境部	環境政策課長
子ども生活福祉部	福祉政策課長
保健医療部	保健医療総務課長
農林水産部	農林水産総務課長
商工労働部	産業政策課長
文化観光スポーツ部	観光政策課長
土木建築部	土木総務課長
出納事務局	会計課長
企業局	総務企画課長
病院事業局	病院事業総務課長
教育庁	総務課長
警察本部	警務課長